

# 島根県報

号外第一四号

平成十五年二月二十八日

(金曜日)

## 監査公表

### 目 次

行政監査の結果の公表

一

財政的援助団体等監査の結果の公表

一三

## 監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第二百五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定により実施した  
監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成十五年二月二十八日

島根県監査委員

上 代 義 郎

同

岡 本 昭 二

同

品 川 卯 一

同

生 田 洋 一

## 第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務執行について、合法性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施するものであり、平成14年度においては、次のとおり実施した。

## 第2 監査概要

### 1 監査テーマ

県が出資する公益法人の指導監督について

### 2 監査目的

民法第34条に基づき設立された公益法人は、営利を目的とせず、不特定多数の者の利益の実現を目的として設立された団体であり、その設立目的に応じ、各分野で重要な役割を担っている。

とりわけ、県が所管し、かつ、資本金、基本金その他これに準ずるものを出資する公益法人（以下「出資公益法人」という。）は、それ以外の出資を行わない一般の公益法人（以下「一般公益法人」という。）と比較し、より公益性が高く、また、県行政とも関連性が深く、行政代行的性格を有している。

したがって、出資公益法人の運営は、県行政ひいては県民生活にも大きな影響を及ぼすものであり、県は出資公益法人に対し、県施策の適切な反映及び法人の健全な運営の確保を図るため、一般公益法人とは一線を画した厳正な指導監督を行う必要がある。

この視点に立ち、県が出資公益法人に対して行う指導監督が、関係法令等の定めるところにより適切に行われているかなどについて監査を実施し、その結果に基づき、指導監督の改善等を提言することにより、出資公益法人の健全な運営を確保し、県民福祉の向上に資することを目的とした。

### 3 監査対象機関等

監査対象機関（30課）及び同機関が指導監督を行う出資公益法人（38法人）並びに監査実施日については、別表第1のとおりである。

### 4 監査対象年度

平成11年度から平成13年度まで

### 5 監査実施期間

平成14年8月20日から同年10月24日まで

### 6 監査実施方法

実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態について調査を行い、対象機関の長等から説明を受けた。

## 第3 監査結果

### 1 出資公益法人の状況

監査対象機関が所管する出資公益法人の状況は、別表第2のとおりである。

### 2 監査結果の概要

公益法人の指導監督については、「民法」（明治29年法律第89号）、「公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令」（平成4年政令第161号）、「知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」（昭和40年島根県規則第51号。以下「県規則」という。）、「島根県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」（昭和45年島根県教育委員会規則第10号。以下「教育委員会規則」という。）等の規定に基づき行うこととされ、また、国が示す「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定。以下「指導監督基準」という。）、同基準の運用指針等により統一的行うこととされている。

これら関係法令等に基づき行われている出資公益法人に対する指導監督について監査を実施した結果は、一部の出資公益法人に対しては重点的な指導監督が行われているものもあったが、全般的に適切な指導監督が十分行われているとは言えなかった。

以下はその結果の概要であり、詳細については別表第3のとおりである。

(1) 知事部局

知事部局においては、公益法人の事業に係る事務を所管する各課が公益法人の指導監督事務を行う分散管理方式を採っており、出資公益法人については、7部26課が所管課として指導監督事務を行っている。

また、公益法人に対する指導監督事務全般を総括的に主管し、総合調整を行う総務部総務課は、県規則等の整備、設立許可等の審査・指導事務、研修会の周知等を行っている。

出資公益法人に対して所管課が行っている指導監督は、各所管課での取組みに格差があり、統一的な指導監督が行われているとは言えなかった。また、指導監督事務を担当する職員は他の業務を兼務しており、指導監督が十分とは言えなかった。

(2) 警察本部

警察本部においては、公益法人の指導監督事務について、知事を補佐することとなっており、出資公益法人に対する指導監督事務は、刑事部捜査第二課が所管し、警務部警務課が総括調整を行っている。

出資公益法人に対する指導監督事務を担当する職員は他の業務を兼務していたが、おおむね適切な指導監督が行われていた。

(3) 教育委員会

教育委員会においては、教育庁総務課が所管課兼主管課として公益法人のすべてを集中管理している。

出資公益法人に対する指導監督事務を担当する職員は、他の業務を兼務し、また、所管法人数が多いこともあって、指導監督が十分とは言えなかった。

3 指導監督における問題点

(1) 指導監督を行う所管課

出資公益法人に対し指導監督を行う所管課の一部は、予算を所管する課ではなく、予算面も含めた一体的な指導監督が十分とは言えなかった。

(2) 担当職員に対する研修

担当職員に対する県の内部機関による研修は実施されておらず、総務省及び都道府県が共催で行う「公益法人地方講習会」、あるいは各種団体が行う研修会に参加する方法が採られているが、全般的に研修機会は少なく、研修に全く参加していない課もあった。

(3) 報告及び届出

出資公益法人が、県に対し報告及び届出を行う事項とその期限については、県規則及び教育委員会規則（以下総称して「現行規則」という。）において規定されているが、報告又は届出が行われていないものが一部にあり、また、期限後に行われていたものも相当数あり、全般的に指導監督が徹底されていなかった。

(4) 立入検査

立入検査は、出資公益法人が行う事務処理状況等を詳細かつ正確に把握し、適切な指導監督を行う上で有効な手段であり、計画的に実施する必要があるが、ほとんどの所管課で実施されておらず、また、実施計画も策定されていなかった。

(5) 出資公益法人の組織及び運営

ア 理事及び理事会

法人の規模等に照らし、理事数が多い法人があった。

理事会は、少なくとも年2回開催することが適当とされているが、全く開催されていない法人や年1回しか開催されていない法人があった。

また、理事会の開催が形式化しており、十分機能していない法人があった。

イ 総会

社団法人の総会は、財団法人の理事会と同様に、少なくとも年2回開催することが適当とされているが、年1回しか開催されていない法人があった。

## ウ 評議員及び評議員会

財団法人においては、原則として、評議員及び評議員会を設置することとされているが、寄附行為において設置が規定されていない法人があった。

## (6) 情報公開

出資公益法人に対する情報公開の促進についての指導は十分とは言えなかった。

また、所管課は、出資公益法人が情報公開のために備え置く資料と同様の資料を備え置くこととされているが、実施している課はなかった。

## 4 現行規則における問題点

現行規則は、公益法人に対する県の許認可等に関する事務手続を中心とした規定となっており、公益法人の財政・組織面等について指導監督する規定とはなっていない。

また、出資公益法人と一般公益法人が区分されず、一律に規定されているため、一般公益法人と比較し、より強い指導監督を必要とする出資公益法人を適切に指導監督する規定となっていない。

さらに、監督命令、立入検査等の業務監督についての規定はあるが、規則の運用に当たっての具体的な規定がなく、統一的な検査を行うために必要な検査マニュアル等が明確になっていない。また、事業計画書及び収支予算書の提出期限が、県規則では「毎事業年度開始後3月以内」、教育委員会規則では「毎事業年度開始前」とそれぞれ規定されており、両規則に差異が生じている。

## 第4 監査意見

## 1 新規則及び指導指針の策定

現在、県財政が危機的状況にある中、簡素で効率的な行政体制の確立に向けた行財政改革は、県における喫緊の課題となっている。

出資公益法人においても、自らの不断の経営努力による自主的な運営の確保、経費節減のための積極的な組織及び運営の合理化等が強く求められており、県としては、出資公益法人の自主性を尊重しつつ財政・組織面等における指導監督をより一層強化、充実し、出資公益法人の健全な運営を確保することが急務となっている。

このような状況において、県の出資公益法人に対する指導監督は、第3の監査結果のとおり、適切に行われているとは言えない状況にあり、また、現行規則についても、出資公益法人を適切に指導監督するものとはなっておらず、社会情勢等の変化にも十分対応したものになっていない。

したがって、出資公益法人を適切に指導監督するための新たな規則等の策定が必要と考える。

については、指導監督の対象法人は、現在行われている行財政改革の実効性をあげるためにも、出資公益法人に限定せず、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、かつ、島根県の区域を主たる事業区域とする民法、商法及び特別法に基づいて設立された法人（以下「出資法人」という。）とし、「島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例」（平成14年島根県条例第77号。以下「県条例」という。）の目的も踏まえ、出資法人を財政・組織面等から適切に指導監督を行うための新たな規則（以下「新規則」という。）及び指導指針を策定されたい。

また、出資法人を指導監督する所管課は、予算を所管する課とし、所管課を全庁的に総括する課を主管課として明確に定められたい。

## 2 新規則及び指導指針の内容等

新規則及び指導指針は、出資法人の健全な運営の確保を目的とし、県が財政・組織面等から出資法人の指導監督及び調整を行うに当たり必要な基本的事項を定めるものとし、以下の意見の趣旨を踏まえたものとされたい。

なお、新規則において定める事項は、県条例との関係においては「執行命令」（県条例第8条関係）としての性格を併せ持つものとし、出資公益法人の指導監督については、新規則に定めるもののほかは現行規則の定めに従うこととする「特別法」の位置付けとされたい。

また、指導指針については、新規則の規定を補完するものとされたい。

## (1) 組織及び運営の合理化

県は、出資法人の組織及び運営の合理化について次のとおり指導監督を徹底する。

## ア 理事会と評議員会の関係

財団法人について、理事会は執行機関、評議員会は最高意思決定機関（議決機関）と位置付け、また、評議員会の構成メンバーは出資者の代表等で構成する。

## イ 総会及び評議員会

社団法人における総会及び財団法人における評議員会は年2回以上開催することとし、うち1回は、事業計画、予算等を議決するため事業年度開始前に開催し、うち1回は、事業実績を評価し議決するため事業年度終了後3月以内に開催する。

## ウ 理事及び理事会

理事会は、単に形式的に開催するのではなく、出資法人の活性化を図るため、執行機関としての機能を十分発揮できるものとする。

については、理事会は、理事数を極力減員することにより機動性を持たせ、事業の適切な執行を図るため定期的に開催するとともに、必要が生じた場合には、その都度、柔軟かつ速やかに開催する。

## エ 知事等の理事への就任

出資法人を指導監督する責任者が、指導監督を受ける出資法人の経営責任者と重複することは、それぞれの責任を明確化の上から好ましいものではない。

したがって、出資法人の信用性及び経営の安定性の面からやむを得ない場合であっても、知事、副知事、部長等の理事就任は、出資法人の設立当初に限るものとする。

## オ 県職員の派遣

県職員の派遣は、出資法人の自主性及び独自性を確保する上から、出資法人の設立当初に限るものとし、派遣の人数は必要最小限とする。

## カ 監事の選任

監事は、出資法人の内部チェック機能を強化するため、県職員からの選任は止め、公認会計士等から選任する。

## キ 事業費補助方式への転換

県の出資法人に対する補助は、人件費等運営費補助方式から必要な事業に対して補助を行う事業費補助方式へ転換する。

## (2) 経営の効率化

県は、次のとおり出資法人の健全な経営の確保に努めるとともに、出資法人に対し、経営の効率化を図るための指導監督を徹底する。

## ア 経営評価及び評価結果の活用

県条例に基づく経営評価については、評価手法、評価項目、評価指標等を具体的に定めた「経営評価マニュアル」を作成の上、適切に実施する。

なお、県条例が評価対象としない出資法人で、県出資割合25%以上の出資法人及び25%未満で公共性の高い出資法人についても、県条例に準じた経営評価を行うことが望ましい。

また、出資法人の経営の効率化を図るため、経営評価結果等を活用した指導監督を徹底する。

## イ 自立性の確保

出資法人が自立性を確保するための最小限の要件として、運営のために必要な事務局職員の人件費が自己支弁できるよう、収入の増及び経費節減の指導に努める。

## ウ 利用料金制の適用の拡大

県が施設の管理を委託した出資法人が、自らの営業努力により自主財源を確保し、自立した施設の管理運営を行うため、可能な限り利用料金制の適用の拡大を図る。

## エ メリットシステムの導入

県が施設の管理を委託した出資法人が、施設の維持管理を行うに当たり、経費節減対策等の取組みに数値目標を設定し、その取組みに一定の成果があった場合、当該法人に対しメリットが発生するようなシステムの導入を図る。

## (3) 運営状況等の的確な把握

県が出資法人に対して行う財政支出及び人的支援は、出資法人の形態に応じ、その設立目的、公共性の度合い、事業の収益性等を十分検討した上で行うこととし、最少の経費で最大の効果が得られるよう出資法人に対する指導監督を徹底する必要がある。

このため、県は、出資法人の運営に関する基本的事項をあらかじめ定めた上で、出資法人に対し、同事項についての事前協議及び報告を求め、出資法人の運営状況等を的確に把握した上で適時・適切な指導監督を行う。

なお、事業計画書及び収支予算書については事業年度開始までに、事業報告書及び収支決算書については事業年度終了後3月以内に、出資法人から提出を求める。

## (4) 立入検査の実施

県は、出資法人の行う会計事務処理等が適切に行われているかなどについて、毎年度計画的に立入検査を実施することとし、その検査結果に基づく指導監督を徹底する。また、主管課は、検査項目、指導事項等を盛り込んだ「立入検査マニュアル」を作成し、立入検査が統一的かつ適切に実施されるよう所管課を指導する。

## (5) 情報公開及び説明責任

## ア 情報公開の促進

出資法人は、その公共性から透明性の確保と説明責任を果たすことが望まれるため、県は、出資法人自らが事業内容及び経営状況を積極的に公開するよう指導する。

## イ 閲覧資料の充実

県は、出資法人に対し、県民の閲覧に供するため、関係資料を主たる事務所に備え置くよう指導するとともに、所管課においても同様の資料を備え置く。

また、特に、事業計画書及び事業報告書については、県民に分かりやすいように内容を詳細に記載し、充実したものとするよう指導する。

## ウ ホームページ等の活用

出資法人の活動は県民生活に深く関与し、影響が大きいため、県は、出資法人がインターネットによるホームページ等を活用し、県民に対する運営状況等の情報提供を積極的に行うよう指導する。

## (6) 担当職員に対する研修

指導監督担当職員に対し、出資法人に対する的確な指導監督が行えるよう、県の内部及び外部機関による研修を徹底し、専門的知識の修得を図る。

別表第1

行政監査対象機関等

所 管 課 等		所 管 法 人	監 査 実 施 日
知 事 所 管	総務部総務課	公益法人主管課	平成14年10月24日
	総務部地方課	(財)邑智郡広域振興財団	平成14年10月21日
	企画振興部定住企画課	(財)しまね海洋館	平成14年 9月 4日
	環境生活部県民課	(財)しまね女性センター	平成14年 8月29日
	環境生活部文化振興課	(財)島根県文化振興財団(共管)	平成14年 8月28日
	環境生活部国際課	(財)しまね国際センター	平成14年 9月18日
	環境生活部景観自然課	(財)三瓶フィールドミュージアム財団	平成14年 8月28日
	環境生活部環境政策課	(財)島根ふれあい環境財団21	平成14年 8月21日
	環境生活部廃棄物対策課	(財)島根県環境管理センター	平成14年 8月20日
	健康福祉部長寿社会課	(財)島根難病研究所	平成14年10月22日
	健康福祉部医療対策課	(財)島根県環境保健公社	平成14年 8月29日
	健康福祉部高齢者福祉課	(財)しまね長寿社会振興財団	平成14年 8月20日
	健康福祉部障害者福祉課	(財)島根県障害者スポーツ協会	平成14年 8月21日
	健康福祉部薬事衛生課	(財)島根県生活衛生営業指導センター	平成14年 8月22日
	農林水産部農業振興課	(財)しまね農業振興公社	平成14年10月24日
	農林水産部生産指導課	(社)島根県野菜価格安定基金協会	平成14年 9月19日
	農林水産部畜産振興課	(社)島根県畜産開発事業団	平成14年 9月18日
		(社)島根県畜産振興協会	
	農林水産部林業管理課	(財)島根県みどりの担い手育成基金	平成14年 9月11日
	農林水産部林業振興課	(社)島根県林業公社	平成14年 9月11日
	農林水産部水産振興課	(社)島根県水産振興協会	平成14年 9月11日
	商工労働部商工企画課	(財)くにびきメッセ	平成14年10月22日
	商工労働部観光振興課	(財)ふれあいの里奥出雲財団	平成14年 9月12日
	商工労働部企業振興課	(財)しまね産業振興財団	平成14年 9月 4日
	商工労働部経営支援課	(財)島根県石央地域地場産業振興センター	平成14年 9月11日
		(財)ふるさと島根定住財団	
		(財)島根県勤労福祉事業団	
		(財)島根県西部勤労者共済会	
	土木部管理課	(財)島根県建設技術センター	平成14年10月21日
(財)島根県建築住宅センター			
警察本部警務部警務課	警察本部公益法人総括主管課	平成14年10月23日	
警察本部刑事部捜査第二課	(財)島根県暴力追放県民センター	平成14年10月23日	
小計	29 課	31法人	
教育委員会所管	教育庁総務課	(財)島根県体育協会	平成14年10月23日
		(社)島根県私学教育振興会	
		(財)島根県育英会	
		(財)島根県教育学術文化国際交流基金	
		(財)島根県文化振興財団(共管)	
		(財)島根県並河萬里写真財団	
		(財)日本ボーイスカウト島根連盟維持財団	
(財)北東アジア地域学術交流財団			
小計	1 課	8 法人	
合計	30 課	38法人 (※(財)島根県文化振興財団は共管)	

別表第2

## 出 資 公 益 法

法 人 名	設立年月日	代 表 者	社員数	基本財産 (千円)	県出資額 (千円)
(財)邑智郡広域振興財団	H 5. 3.31	林 興平	—	900,000	189,410
(財)しまね海洋館	H 9. 4.30	島根県知事	—	100,000	100,000
(財)しまね女性センター	H10.10.12	島根県知事	—	112,050	100,000
(財)島根県文化振興財団	H 9. 3.17	島根県知事	—	100,000	100,000
(財)しまね国際センター	H 1.11. 1	島根県知事	—	1,282,000	1,012,500
(財)三瓶フィールドミュージアム財団	H 3. 7. 1	島根県環境生活部長	—	40,000	30,000
(財)島根ふれあい環境財団21	H13. 3.28	島根県知事	—	100,000	100,000
(財)島根県環境管理センター	H 4. 3. 4	島根県副知事	—	224,140	70,000
(財)島根難病研究所	S51. 3.13	島根県知事	—	1,000	1,000
(財)島根県環境保健公社	S48. 2.24	古瀬 章	—	1,000	1,000
(財)しまね長寿社会振興財団	H 3.10. 1	島根県知事	—	30,000	30,000
(財)島根県障害者スポーツ協会	S54. 5. 7	藤井辰朗	—	255,000	200,000
(財)島根県生活衛生営業指導センター	S59. 3.14	樋野芳郎	—	4,100	2,000
(財)しまね農業振興公社	S45. 8. 1	佐藤孝男	—	228,700	153,700
(社)島根県野菜価格安定基金協会	S46. 7.13	吉岡亀太郎	13	363,900	55,000
(社)島根県畜産開発事業団	S47. 8. 1	島根県副知事	9	1,200,000	645,000
(社)島根県畜産振興協会	S43. 3.13	島根県農林水産部長	5	217,560	70,000
(財)島根県みどりの担い手育成基金	H 5. 3.22	絲原義隆	—	2,166,246	2,000,000
(社)島根県林業公社	S40. 6.16	佐藤孝男	53	450,000	225,000
(社)島根県水産振興協会	H 4.10. 6	島根県副知事	56	1,907,139	460,000
(財)くにびきメッセ	H 3. 9.26	島根県知事	—	809,027	515,007
(財)ふれあいの里奥出雲財団	S57. 7.22	島根県副知事	—	60,000	50,000
(財)しまね産業振興財団	S48. 4. 2	島根県知事	—	146,196	146,196
(財)島根県石央地域地場産業振興センター	S59. 8.30	田中増次	—	30,000	10,000
(財)ふるさと島根定住財団	H 4. 9. 3	島根県知事	—	400,000	400,000
(財)島根県勤労福祉事業団	S52. 3.29	島根県副知事	—	1,000	500
(財)島根県東部勤労者共済会	H 7. 9.28	松浦正敬	—	100,217	20,000
(財)島根県西部勤労者共済会	H10.11. 2	宇津徹男	—	54,588	13,000
(財)島根県建設技術センター	H 8. 3.25	島根県土木部長	—	100,000	100,000
(財)島根県建築住宅センター	S49. 7.13	島根県土木部長	—	2,000	1,000
(財)島根県暴力追放県民センター	H 4. 5.11	今岡義治	—	428,877	300,000
(財)島根県体育協会	S46. 3.24	島根県知事	—	214,000	35,000
(社)島根県私学教育振興会	S39.12. 7	水谷 勲	19	260,280	110,000
(財)島根県育英会	S33. 6.17	島根県副知事	—	326,667	210,000
(財)島根県教育学術文化国際交流基金	S59. 9.13	伊藤一義	—	64,503	10,000
(財)島根県並河万里写真財団	H 6. 7. 1	木幡修介	—	100,000	100,000
(財)日本ボーイスカウト島根連盟維持財団	S44. 8.22	又賀清一	—	34,040	3,000
(財)北東アジア地域学術交流財団	H11. 8. 5	島根県知事	—	100,000	100,000

注1 (財)島根県文化振興財団は環境生活部文化振興課と教育庁総務課の共管。

注2 (社)島根県畜産振興協会の基本財産及び県出資額には、平成14年4月1日に統合した(社)島根家畜畜産物衛生指導協会分を含む。

注3 職員数のうち県職員の「常勤」は派遣職員数



## 人 の 状 況

(平成14年3月31日現在)

出資 割合	理事数	うち		監事数	うち		評議 員数	うち	職員数	常 勤	非常勤	うち		
		県職員			県職員							県職員	常 勤	非常勤
21.0	12	2		2	0		12	2	4	4	0	0	0	0
100.0	14	5		2	0		19	3	37	37	0	2	2	0
89.2	19	4		2	0		22	4	18	9	9	6	6	0
100.0	12	4		2	1		22	2	107	93	14	12	3	9
79.0	20	5		2	1		25	2	38	33	5	5	3	2
75.0	9	3		2	1		14	2	27	9	18	0	0	0
100.0	20	2		2	1		21	2	7	7	0	3	3	0
31.2	13	2		2	1		15	1	8	8	0	0	0	0
100.0	17	4		2	1		—	—	32	22	10	0	0	0
100.0	20	3		2	1		25	8	253	252	1	0	0	0
100.0	17	3		2	1		27	1	14	14	0	2	2	0
78.4	13	3		2	0		22	0	5	5	0	0	0	0
48.8	11	0		2	0		12	0	4	4	0	0	0	0
67.2	11	1		2	1		13	4	20	20	0	2	2	0
15.1	7	1		2	1		—	—	2	2	0	0	0	0
53.8	12	4		3	1		—	—	20	20	0	0	0	0
32.2	6	2		3	1		—	—	6	6	0	0	0	0
92.3	10	3		2	1		18	4	6	6	0	0	0	0
50.0	14	3		3	1		—	—	50	25	25	1	1	0
24.1	24	2		3	0		—	—	4	4	0	0	0	0
63.7	14	1		2	1		17	2	18	11	7	1	1	0
83.3	10	5		2	1		—	—	7	7	0	0	0	0
100.0	24	5		2	0		28	8	65	62	3	8	8	0
33.3	18	1		2	0		20	1	3	3	0	0	0	0
100.0	23	9		2	1		23	2	14	12	2	2	2	0
50.0	12	4		3	1		—	—	3	0	3	3	0	3
20.0	28	1		2	0		30	1	6	6	0	0	0	0
23.8	30	1		2	1		30	2	6	6	0	0	0	0
100.0	9	3		2	1		10	5	32	32	0	11	9	2
50.0	8	3		2	1		8	3	7	7	0	0	0	0
70.0	18	0		2	0		25	0	2	2	0	0	0	0
16.4	34	4		3	0		108	0	35	35	0	0	0	0
42.3	8	1		2	0		—	—	2	2	0	0	0	0
64.3	12	4		2	0		16	4	4	4	4	0	0	0
15.5	19	2		2	0		—	—	6	0	6	0	0	0
100.0	17	4		2	0		27	6	7	7	0	0	0	0
8.8	4	0		0	0		0	0	1	0	1	0	0	0
100.0	10	4		2	1		13	5	6	2	4	4	0	4

別表第 3

出資公益法人に対する指導監督の概要

1 報告の受理状況

(1) 事業計画書・収支予算書の受理状況

(単位：件)

区 分	対 象 法 人 数		受 理 件 数	受 理 期 限		未 提 出
				期 限 内	期 限 後	
知 事 所 管	11 年 度	29	27	24	3	2
	12 年 度	30	28	22	6	2
	13 年 度	32	31	29	2	1
教 育 委 員 会 所 管	11 年 度	7	6	0	6	1
	12 年 度	8	8	1	7	0
	13 年 度	8	8	1	7	0

(注 1) 警察本部の出資公益法人については知事所管に含む。以下同じ。

(注 2) 提出期限 知事所管：事業年度開始後 3 月以内、教育委員会所管：事業年度開始前

(2) 事業報告書・収支決算書の受理状況

(単位：件)

区 分	対 象 法 人 数		受 理 件 数	受 理 期 限		未 提 出
				期 限 内	期 限 後	
知 事 所 管	11 年 度	29	27	23	4	2
	12 年 度	30	28	25	3	2
	13 年 度	31	30	29	1	1
教 育 委 員 会 所 管	11 年 度	8	8	3	5	0
	12 年 度	8	8	4	4	0
	13 年 度	8	8	6	2	0

(注) 提出期限 事業年度終了後 3 月以内

2 届出の受理状況

(1) 登記変更の届出

(単位：件)

区 分	年 度	受 理 件 数	受 理 期 限		未 提 出
			期 限 内	期 限 後	
知 事 所 管	11 年 度	40	32	8	8
	12 年 度	46	37	9	11
	13 年 度	50	39	11	4
教 育 委 員 会 所 管	11 年 度	6	6	0	2
	12 年 度	8	7	1	0
	13 年 度	8	7	1	0

(注) 届出期限 登記後 2 週間以内

## (2) 監事の異動届出

(単位：件)

区 分	年 度	受 理 件 数	未 提 出
知 事 所 管	11 年 度	9	4
	12 年 度	9	6
	13 年 度	9	4
教 育 委 員 会 所 管	11 年 度	1	1
	12 年 度	3	0
	13 年 度	1	0

## (3) 事業計画・収支予算の変更届出

(単位：件)

区 分	年 度	受 理 件 数	未 提 出
知 事 所 管	11 年 度	14	3
	12 年 度	13	4
	13 年 度	13	3
教 育 委 員 会 所 管	11 年 度	0	0
	12 年 度	0	0
	13 年 度	0	0

## 3 報告・届出の所管課における処理状況

## (1) 報告・届出に係る処理

(単位：件)

区 分	審 査 後 供 覧	供 覧 の み	受 理 後 保 管	そ の 他
知 事 所 管	109	26	11	3
教 育 委 員 会 所 管	0	6	19	0

## (2) 未提出の場合の処理

(単位：件)

区 分	口 頭 指 導	文 書 指 導	指 導 な し
知 事 所 管	6	1	10
教 育 委 員 会 所 管	0	0	0

## 4 立入検査の状況

区 分	年 度	実 施 所 管 課 数	対 象 法 人 数
知 事 所 管	11 年 度	3	3
	12 年 度	3	3
	13 年 度	3	3
教 育 委 員 会 所 管	11 年 度	0	0
	12 年 度	0	0
	13 年 度	0	0

## 5 総会・理事会の開催回数

区 分	年度内に1回以下	年度内に2回以上
知 事 所 管	4	27
教育委員会所管	2	5

## 6 法人における情報公開の状況

区 分	公開実施法人数	公開未実施法人数
知 事 所 管	15	16
教育委員会所管	4	3

## 7 法人の会計・経理業務への公認会計士、税理士の関与の状況

区 分	監事に就任	業務を委託	指導を受けている	監査を受けている	関与なし
知 事 所 管	5	1	11	1	16
教育委員会所管	0	0	3	1	3

(注) 複数事項に該当する法人があるため、法人数と一致しない。

## 8 理事数の状況

区 分	対象法人数	10人未満	10人以上 15人未満	15人以上 20人未満	20人以上
知 事 所 管	31	5	13	5	8
教育委員会所管	7	2	2	2	1

(注) 島根県文化振興財団は知事所管に記載した。

## 9 評議員数の状況(財団法人)

区 分	対象法人数	10人未満	10人以上 15人未満	15人以上 20人未満	20人以上
知 事 所 管	26	1 (3)	5	4	13
教育委員会所管	6	0 (2)	1	1	2

(注1) 島根県文化振興財団は知事所管に記載した。

(注2) ( ) の数は評議員未設置の法人数で外数である。

島根県監査委員公表第二百五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定により実施した  
監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成十五年二月二十八日

島根県監査委員	上 代 義 郎
同	岡 本 昭 二
同	品 川 川 一
同	生 田 洋 一

第 1 監査の概要

1 監査の対象事務

地方自治法第199条第 7 項の規定に基づき、県が平成13年度に補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助が与えている団体の出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経費はその目的に沿って効果的かつ公正に使用されているかに着眼して監査を実施した。

2 監査対象団体

監査対象団体は、県単補助金等を 1 千万円以上交付した団体の中から、団体の種類、規模、過去の監査の実施状況等を考慮のうえ、次の10団体を選定した。

	団 体 名	補助金の所管課名	監査実施年月日
1	学 校 法 人 坪 内 学 園	総 務 部 総 務 課	平成14年11月 5 日
2	学 校 法 人 同 志 舎	総 務 部 総 務 課	平成14年11月 8 日
3	(株) 島 根 県 ト ラ ッ ク 協 会	企画振興部交通対策課	平成14年11月11日
4	(株) 島 根 県 旅 客 自 動 車 協 会	企画振興部交通対策課	平成14年11月 7 日
5	島 根 県 民 生 児 童 委 員 協 議 会	健康福祉部長寿社会課	平成14年11月 6 日
6	島 根 県 地 域 医 療 推 進 協 会	健康福祉部医療対策課	平成14年11月 5 日
7	島 根 県 歯 科 技 術 専 門 学 校	健康福祉部医療対策課	平成14年11月 7 日
8	(株) 島 根 県 野 菜 価 格 安 定 基 金 協 会	農林水産部生産指導課	平成14年11月11日
9	浜 田 港 振 興 会	商工労働部商工企画課	平成14年11月14日
10	(財) 島 根 県 教 職 員 互 助 会	教育庁 福 利 課	平成14年11月 6 日

注：(株)は社団法人、(財)は財団法人をいう。

3 監査の実施方法

監査は実地監査とし、監査対象団体及び所管課から資料の提出を求め出納その他の事務について調査し、団体の長等から説明を受けるとともに、必要に応じて所管課から聞き取り調査を行った。

4 監査実施期間

平成14年11月5日から平成14年11月14日まで

第 2 監査の結果

監査結果の概要は、1 のとおりであり、監査結果は、2 団体別監査結果に掲げるとおりである。

1 監査結果の概要

(1) 監査対象団体

補助事業に関する事務は、おおむね適正に執行され、補助目的に適合しているものと認められたが、指摘事項に掲げたとおり一部事務処理に不適当なものがあったので、適正な執行に努められたい。

また、対象団体に関し意見として掲げた事項については、その改善措置について検討されたい。

(2) 所管課

補助金の適正な執行を指導監督する所管課として、当該団体の補助事業の実績報告に基づく完了検査は、ほとんどが書類審査による検査であり、その審査も不十分で、数字の誤り、補助対象外経費の記載、添付書類の誤り等も目立った。今後、必要に応じて現地調査を行う等補助金の適正化指導の充実を図られたい。

また、対象団体に関し所管課に対する意見として掲げた事項については、その改善措置について検討されたい。

本報告書に掲げた指摘事項、意見以外の要改善事項については、文書若しくは口頭により該当団体及び所管課に対し注意した。

2 団体別監査結果

## (1) 学校法人坪内学園 (所管課：総務部総務課)

## ア 設立目的

教育基本法及び学校教育法に従い、専門学校松江ビジネスカレッジ (商業実務専門課程、工業専門課程)、坪内珠算学校を設置し学校教育を行うことを目的とする。

## イ 補助金等

(ア) 補助金名 島根県私立専修学校教育活動費補助金  
一般運営費補助 (教育に係る経常的経費)

## (イ) 交付目的

修学年限1年以上で職業に必要な技術の教授を目的とする専修学校における教育条件の向上を図り、もって学校の振興及び人口の定住を促す。

(ウ) 交付実績 平成13年度補助金 10,423,000円

## ウ 監査の結果

本補助事業に関する事務は、おおむね適正に執行され、その補助目的に適合しているものと認めた。

## (ア) 所管課に対する意見

## ・補助金交付基準について

この事業の補助金は、交付単価に各学校の生徒数を乗じて算定されているが、私立専修学校教育活動費補助金交付基準においては、「予算総額を各学校の生徒数に応じて配分する」と規定されているのみであり、交付単価について基準上明記する必要がある。

なお、医療看護系、福祉系、経理事務系等それぞれの学校の教育内容等が異なることにより生ずる運営費の差異に着目した補助金のあり方も併せて検討されたい。

## (2) 学校法人同志舎 (所管課：総務部総務課)

## ア 設立目的

教育基本法及び学校教育法に従い、私立専修学校を設置し学校教育を行うことを目的とする。

## イ 補助金等

(ア) 補助金名 島根県私立専修学校教育活動費補助金  
一般運営費補助 (教育に係る経常的経費)

## (イ) 交付目的

修学年限1年以上で職業に必要な技術の教授を目的とする専修学校における教育条件の向上を図り、もって学校の振興及び人口の定住を促す。

(ウ) 交付実績 平成13年度補助金 12,348,000円

## ウ 監査の結果

本補助事業に関する事務は、おおむね適正に執行され、その補助目的に適合しているものと認めた。

## (ア) 所管課に対する意見

## ・補助金交付基準について

この事業の補助金は、交付単価に各学校の生徒数を乗じて算定されているが、私立専修学校教育活動費補助金交付基準においては、「予算総額を各学校の生徒数に応じて配分する」と規定されているのみであり、交付単価について基準上明記する必要がある。

なお、医療看護系、福祉系、経理事務系等それぞれの学校の教育内容等が異なることにより生ずる運営費の差異に着目した補助金のあり方も併せて検討されたい。

## (3) 社団法人島根県トラック協会 (所管課：企業振興部交通対策課)

## ア 設立目的

貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって事業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに事業の社会的、経済的地位の向上を図る。

## イ 補助金等

(ア) 補助金名 島根県運輸事業振興助成補助金

(イ) 交付目的

軽油取引税の税率上げが、営業用のバス及びトラックの輸送コストに与える影響等を配慮し、当面これらの公共輸送機関の輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等に資するために関係団体に交付し、もって地域社会の利便の増進に寄与することを目的とする。

(ウ) 交付実績 平成13年度補助金 127,128,000円

## ウ 監査の結果

(ア) 指摘事項

・支払事務について

トラック協会旅費規程では、「日当は、市内を除く用務が4時間以上にわたる場合に支給する」となっているが、平成13年5月26日松江市で開催された県総合防災訓練に参加した役員に日当4,000円を支給している。

(イ) 団体に対する意見

・繰越金について

運輸事業振興助成金交付金会計で当該年度の補助金を超える1億4千万円余の多額の繰越金が発生しているため、トラックのDPF（ディーゼル車の排ガス中の微粒子除去装置）の取付費の補助等の環境対策事業をさらに充実させるなど有効な活用を図られたい。

## (4) 社団法人島根県旅客自動車協会（所管課：企画振興部交通対策課）

## ア 設立目的

一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業並びに特定旅客自動車運送事業の経営基盤の強化を図るとともに利用者に対するサービスの改善を促進することによってこれら事業の発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。

## イ 補助金等

(ア) 補助金名 島根県運輸事業振興助成補助金

(イ) 交付目的

軽油取引税の税率上げが、営業用のバス及びトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、当面これらの公共輸送機関の輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等に資するために関係団体に交付し、もって地域社会の利便の増進に寄与することを目的とする。

(ウ) 交付実績 平成13年度補助金 13,839,000円

## ウ 監査の結果

本補助事業に関する事務は、おおむね適正に執行され、その補助目的に適合しているものと認めた。

## (5) 島根県民生児童委員協議会（所管課：健康福祉部長寿社会課）

## ア 設立目的

県下の民生委員・児童委員で組織し、民生児童委員制度の運営に関する基本方針及び活動の強化推進に関する具体的方策を調査研究し、会員相互の連絡提携と意思の疎通を図り、親睦と研鑽に努め奉仕の精神に徹し、社会福祉の増進を期する。

## イ 補助金等

(ア) 補助金名 市町村民生児童委員協議会活動費補助金

(イ) 交付目的 市町村民生児童委員協議会の活動の充実強化を図る。

(ウ) 交付実績 平成13年度補助金 21,311,400円

## ウ 監査の結果

本補助事業に関する事務は、おおむね適正に執行され、その補助目的に適合しているものと認めた。



## (6) 島根県地域医療推進協会（所管課：健康福祉部医療対策課）

## ア 設立目的

しまね健康プランに基づく中核病院の医療設備の整備を助長することにより、高度・特殊医療及びへき地医療の確保充実を図る。このために補助金を基金に充当し、その基金を取り崩して地域医療推進交付金及び中核病院等診療機能強化対策費補助金として中核病院等に交付する。

## イ 補助金等

(ア) 補助金名 島根県中核病院等診療機能強化基金造成費補助金

## (イ) 交付目的

中核病院等の医療設備の整備を助長し、診療機能の向上を図る。

(ウ) 交付実績 平成13年度補助金 244,397,000円

## ウ 監査の結果

本補助事業に関する出納その他の会計事務は、おおむね適正に執行され、その補助目的に適合しているものと認めた。

## (ア) 所管課に対する意見

## ・地域医療推進協会への補助金について

各病院の医療機器への補助金を検討する審査部会の委員は、6人全員が健康福祉部等県の職員で構成されており、実質的に県が検討したのと同じ状態である。

また、補助金等を決定する協会の委員にその交付を受ける者の関係者等が多数含まれており、客観性、公正性に疑問が残る。しかも交付を決定する会議は代理出席が多く形式的に行われ、運営は形骸化している。

一方、当該基金は年度末において基金残高が3億5千万円になるように毎年度末に県が協会に対して補助しているが、この基金から翌年度末に各病院へ交付されるまで約1年間資金が積み立てたままになっており非効率である。

当該協会の事務局職員は、医療対策課の県職員が兼ね事務処理に手数料がかかるうえに、事務費等運営費も協会があることに伴い余分に県が負担することとなっている。今後、協会経由ではなく、県から直接病院へ補助したとしても所期の行政目的は達成できる。新行政システムの趣旨である簡素で効率的な行政を進めていくためには、この協会は廃止し、県が直接補助すべきである。

## (7) 島根県歯科技術専門学校（所管課：健康福祉部医療対策課）

## ア 設立目的

歯科衛生士、歯科技工士及び歯科助手の養成指導を行う。

## イ 補助金等

(ア) 補助金名 島根県歯科技術専門学校運営費補助金

## (イ) 交付目的

島根県歯科技術専門学校における教育内容の充実と向上を図り、医療機関における歯科技術者の不足の解消を図る。

(ウ) 交付実績 平成13年度補助金 29,562,000円

## ウ 監査の結果

本補助事業に関する事務は、おおむね適正に執行され、その補助目的に適合しているものと認めた。

## (8) 社団法人島根県野菜価格安定基金協会（所管課：農林水産部生産指導課）

## ア 設立目的

野菜の価格に著しい安値を生じたとき、農家にその損失を補償する事業を行うことにより、農家の生産意欲の向上、基金造成、経営の安定及び消費者への野菜の安定した供給を図る。

## イ 補助金等

(ア) 補助金名 島根県野菜価格安定対策事業費補助金

(イ) 交付目的

本県の野菜産地の育成並びに野菜の供給及び価格の安定を図るため、野菜価格安定対策事業に要する経費に対し野菜供給安定基金に補助金を交付する。

(ウ) 交付実績 平成13年度補助金 37,500,006円

ウ 監査の結果

本補助事業に関する事務は、おおむね適正に執行され、その補助目的に適合しているものと認めた。

(9) 浜田港振興会（所管課：商工労働部商工企画課）

ア 設立目的

浜田港の振興を図るため、必要な情報収集活動、ポートセールス活動、広報宣伝活動、港湾施設の整備を促進し、もって島根県及び地域の発展に資する。

イ 補助金等

(ア) 負担金名 浜田港振興会負担金

(イ) 交付目的

韓国釜山港とのコンテナ航路の安定運航及び中国ほかの航路の誘致を図る。

(ウ) 交付実績 平成13年度負担金 35,140,982円

ウ 監査の結果

本負担事業に関する事務は、おおむね適正に執行され、その負担目的に適合しているものと認めた。

(ア) 所管課に対する意見

・貿易アドバイザーの確保について

浜田港振興会の貿易アドバイザーについては、定期コンテナ航路の開設、利用者の拡大に大きな役割を果たしてきており、ポートセールスの推進に当たっては、経験豊富な適任者の確保が不可欠であるので、今後任期付県職員採用制度の活用も検討されたい。

また、今後のポートセールスの一層の充実を図るため、貿易アドバイザーのノウハウ等をもとにマニュアル化を図る必要がある。

(10) 財団法人島根県教職員互助会（所管課：教育庁福利課）

ア 設立目的

島根県における教育文化の振興発展並びに教職員及び教育関係者の福利の向上と生活の安定を図る。

イ 補助金等

(ア) 補助金名 島根県教職員互助会補助金

(イ) 交付目的 島根県教職員等の相互救済及び福利増進を図る。

(ウ) 交付実績 平成13年度補助金 223,000,000円

ウ 監査の結果

(ア) 指摘事項

・事務処理の改善について

業務経理会計及び短期経理会計において、収支決算書と損益計算書の額が突合せず、誤った処理が行われているので、会計事務処理及び管理を徹底すること。

(イ) 団体に対する意見

① 互助会の構成員について

「職員の互助会に関する条例」第2条に規定する職員の他に県体育協会の職員、公立幼稚園の教諭等（平成13年4月1日現在9,212名中405名）が含まれているので、是正すること。

② 補助対象者について

「職員の互助会に関する条例」第2条に規定する職員以外の県体育協会の職員、公立幼稚園の教諭等

に対しても、補助金の対象になっているので見直すこと。

③ 補助対象給付事業等について

社会情勢の変化に伴い、退会還付金、単身会員給付金、医療費補助金、リフレッシュ助成金、健康奨励費等補助金の対象としての給付事業を抜本的に見直すこと。

④ 給付金等の明文化について

給付規程において定めた以外に「その他理事会が認めた給付」として会員に直接交付する給付金等があり、給付規程に具体的に盛り込むなど明文化すること。

⑤ 資金管理について

互助会は、資金として約300億円以上の多額の資金を保有している。この資金の運用において、預金についてはペイオフ対策の確実な実施、債券運用に当たっては格付機関の情報等により厳格な運用を行うこと。

(ウ) 所管課に対する意見

① 互助会の構成員について

「職員の互助会に関する条例」第2条に規定する職員の他に県体育協会の職員、公立幼稚園の教諭等（平成13年4月1日現在9,212名中405名）が含まれているのでその是正について見直すこと。

② 補助対象者について

「職員の互助会に関する条例」第2条に規定する職員以外の県体育協会の職員、公立幼稚園の教諭等に対しても、補助金の対象になっているので見直すこと。

③ 補助対象給付事業等について

社会情勢の変化に伴い、退会還付金、単身会員給付金、医療費補助金、リフレッシュ助成金、健康奨励費等補助金の対象としての給付事業を抜本的に見直すこと。

毎週火・金曜日発行

平成十五年二月二十八日印刷  
平成十五年二月二十八日発行

発行者

島

根

県

印刷所

松江学園南

松江学園南  
松島陽印刷所

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)